



平成29年度答申第6号

平成29年9月7日

野田市長 鈴木 有 様

野田市情報公開・個人情報保護
会 長 須 賀 昭 徳



野田市情報公開条例第16条第1項の規定による諮問について（答申）
平成29年3月8日付け審査請求（市長）第5号の3『諮問書』による行政文書
部分開示決定に対する審査請求に係る諮問について、別紙のとおり答申します。

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人が平成28年11月4日付けで提起した、処分庁である野田市長が行った行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求について、本件処分のうち、第5の2「本件処分の適法性又は相当性について」に示した開示すべき部分を不開示とした部分の処分を取り消し、当該部分を開示する裁決をすべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨及び意見

1 審査請求人の主張の要旨

(1) 野田市コミュニティバス検討専門委員設置規則第3条に「専門委員は、市内におけるコミュニティバスの運行に関し豊かな識見を有する者の中から委嘱する」と規定されている以上、その保有するコミュニティバスの運行に関する識見を期待され野田市コミュニティバス検討専門委員（以下「コミュニティバス検討専門委員」という。）として会議に出席していることは明らかである。野田市においては、審議会等委員の選出区分毎の要件定義の明文化はされておらず、そのような行政文書が存在しないところ、同委員を選任するにあたって、その判断要素となった情報は、当該委員の「経歴及びその他の経歴に関する情報」や「個人の経歴に関する情報」であつたとしか考えられない。よって、その判断要素となった情報は職務遂行の内容に係る情報に該当する。

(2) 野田市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第2号アの「慣行」とは、野田市の他の審議会等とはもとより政府や他の地方自治体の状況を含み、社会通念とも言うべき広いものと解釈すべきである。野田市においては、審議会等委員の選出区分毎の要件定義の明文化はされておらず、そのような行政文書も存在しない。コミュニティバス検討専門委員の選任に関する判断要素となった情報は、当該委員の「経歴及びその他の経歴に関する情報」や「個人の経歴に関する情報」であつたとしか考えられない。よって、コミュニティバス検討専門委員に選出された専門委員については、選出の判断要素となった情報は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報に該当する。

2 処分庁の主張の要旨

(1) 公務員としての職は、非常勤特別職としてコミュニティバス検討専門委員であり、当該職務遂行の内容に係る部分は、コミュニティバス検討専門委員会会議への出席等である。よって、経歴に関する情報については、同委員としての職務遂行の内容に係る情報に該当しない。

- (2) コミュニティバス検討専門委員の「経歴（職業やその役職を含む。）」を公にする慣行はない。なお、同委員会会議において、公表用の同委員名簿について審議しているが、審議の結果、審査請求人が開示を求める委員の「経歴（職業やその役職を含む。）」の公表はされず、また公表の予定もない。

3 審査庁の意見

審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には理由がないことから棄却されるべきであると考える。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないことから棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

- (1) 公務員等の「職務の遂行に係る情報」（条例6条2号ウ）とは、行政庁の職員として分任する職務の遂行に係る情報を意味する。この点、審査請求人は、コミュニティバス検討専門委員選出に関する判断要素となった情報は職務遂行に係る情報に該当する、と主張する。しかし、「遂行」とは任務や仕事をやり遂げることを意味するところ、本件における「職務の遂行に係る情報」とは、同委員としての業務をやり遂げることに係る情報を意味すると解される。そして、同委員選出に関する判断要素となる情報は、委員としての業務をやり遂げることに係る情報ではないと認められる。よって、同委員選出に関する判断要素となる情報は、「職務遂行に係る情報」に該当しない。
- (2) 審査請求人は、コミュニティバス検討専門委員選出に関する判断要素となる情報は、「慣行」として「公にすることが予定されている情報」に該当すると主張する。そして、審査請求人は、『選出根拠を示す情報としての経歴（職業やその役職を含む）の公表』は、政府や他の地方自治体の有識者会議や審議会委員の公表で広く慣行化している」と主張する。確かに、有識者会議委員や各種審議会委員について、選出根拠を示す情報としての経歴が公表される場合はありうるであろう。しかし、地方自治体におけるあらゆる審議会委員について、選出根拠を示す情報としての経歴の公表が慣行化していることについては、審査請求人の主張及び提出する資料からいまだ明らかでない。そうすると、コミュニティバス検討専門委員について、選出根拠を示す情報としての経歴の公表が慣行化しているとまで認めることは出来ない。よって、コミュニティバス検討専門委員の選出根拠を示す情報は、「慣行」によって「公にすることが予定されている情報」に該当しない。

第4 調査審議の経過等

1 調査審議の経過

年 月 日	内 容
平成29年3月8日	諮問書の受理
平成29年3月24日	審査請求人から意見書等提出申出書及び意見陳述申出書

	の受理
平成29年3月30日	審議
平成29年4月14日	市長から対象行政文書の写しを受理
平成29年4月26日	審議
平成29年5月15日	審議 審査請求人の意見陳述
平成29年6月5日	審議
平成29年6月27日	審議
平成29年8月2日	審議
平成29年8月30日	審議

2 審査会に対する審査請求人の意見書及び意見陳述における主張の要旨

(1) 意見書

- ① 「横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申（答申第348号）平成16年12月22日」において、学識経験者を選出根拠とする委員の経歴（その役職を含み、学歴に係る部分を除く。）についての情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるから不開示情報に当たらないとした事例にあるとおり、経歴についての情報は、「慣行として公にされている情報又は公にすることが予定されている情報」である。
- ② 政府に加えて、千葉県や我孫子市などの地方自治体の審議会等において選出根拠を示す情報として経歴の公表が行われている。慣行化とはあらゆる地方自治体、あらゆる審議会等で行われていることまでは求めておらず、一定社会の人々の中で行われていることを示すものである。諮問庁の主張は、どのような者を委員として任命したかという説明責任に意図的に背を向け、慣行化していないと言い張っているに過ぎない。
- ③ 以上のとおりであるから、諮問庁の主張と判断は失当である。

(2) 意見陳述

- ① 審査請求の争点は、次の2点である。①委員の選出根拠を示す情報が条例6条2号ただし書ウでいう職務遂行に係る情報であるか、②同情報が同アでいう慣行として公にすることが予定されている情報であるか。以下その2点について述べる。
- ② コミュニティバス検討専門委員は、市ホームページで「公募委員の導入になじまない理由と該当審議会等」として上げられ、その理由として「専門的な分野または経験が必要な審議内容であるため」として、委員に対して専門的な知識や経験を求めている。このため、委員選出に関する判断要素となる情報は「職務の遂行に係る情報」であることは明らかである。
- ③ 政府に加えて、千葉県や我孫子市などの地方自治体の審議会等において選出根拠を示す情報として、経歴の公表が行われている。慣行とは、あらゆる地方自治体、あらゆる審議会等で行われていることまでは求めているとは考えていない。

厚生労働大臣を諮問庁とする諮問「神奈川労働局の紛争調整委員名簿の

開示決定に関する件」に対する答申では、紛争調整委員がどのような学識経験を有し、どのような者であるかを明らかにすることは、現に紛争当事者となっている者のみならず、将来における個別的労働関係紛争の解決について、紛争調整委員に期待する関係者にとっても重要な意味を有するものであり、そのために少なくともその現職名を公にすることが求められているものと言うべきものであるとともに、紛争当事者等の関係者ばかりでなく、どのような者を任命したかという行政の説明責任の面においても、少なくとも現職名は公にされなければならない情報であると解するのが相当であるとして、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号ただし書イ、これは市の条例でいうところの第6条第2号ただし書アに該当するが、これに該当するものと判断している。委員に専門的な知識を求めているコミュニティバス検討専門委員もこれと同様であると考える。

以上述べたとおり、今回不開示とされた委員の選出根拠を示す情報は開示されるべきである。

- ④ 審理員選定について、市の法律顧問弁護士や野田市の訴訟代理人を務める弁護士と同じ個人事務所に勤める弁護士を審理員に充てるのは、配慮不足であると考ええる。

第5 審査会の判断の理由

1 当審査会の考え方について

- (1) 慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報

審理員意見書では、コミュニティバス検討専門委員の選出に関する判断要素となる情報は、慣行によって公にすることが予定されている情報に該当しないとしている。千葉県及び近隣自治体のホームページに掲載されている審議会等の委員名簿の公開状況を事務局職員に調査させたところ、各自治体ごとに、また、一の自治体においても各種審議会等ごとに、委員に関する情報の掲載方法は多種多様（職業に関する情報のみの掲載、その役職等も含めての掲載等）であったが、弁護士、税理士、大学教授等の専門的な知見を有する者として広く認知されている職業に就いている者の情報は、ほとんどの審議会等において掲載されていることが分かった。

このことから、豊かな識見を有する者として委員に選任されている者のうち、弁護士、税理士、大学教授等の専門的な知見を有する者として広く認知されている職業に就いている者については、職業自体は、慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報ということが出来る。ただし、所属事務所、大学、学部、役職等のどの項目までが慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報であるかを明確に線引きすることは困難である。

以上のことから、豊かな識見を有する者として審議会等の委員に選任されている者の選出根拠を示す職業に関する情報は、全ての項目において、慣行として公にされ、又は公にされることが予定されているものとまではいえない

いと判断する。

(2) 職務の遂行に係る情報

審理員意見書では、コミュニティバス検討専門委員の選出の判断要素となる情報は、職務遂行に係る情報に該当しないとしているが、当審査会は、この案を採用することはできない。コミュニティバス検討専門委員は、地方自治法に基づく専門委員であって、非常勤特別職の公務員であり、市長の求めに応じ調査等を行っている。このため、コミュニティバス検討専門委員として選任された者がどのような専門性や経験を有しているかについては、職務遂行の内容に係る情報として、条例第6条第2号ウに該当し、不開示情報には該当しないものと判断すべきである。

コミュニティバス検討専門委員などの専門委員を選出するに当たり、任命権者は、その者が備えている専門性や経験が、専門委員の所掌する事務にふさわしいかを判断した上で、選出するものであって、その者が就いている職やその者が持つ資格、特技、経験等の情報が専門性や経験に結び付いていると考えられる。したがって、これらの情報のうち、専門委員の選出に関する判断要素と密接に関連しているものが職務遂行の内容に係る情報に該当すると判断するのが原則である。

これに当てはめて考えると、専門的な知見を有する者として広く認知されている職業である弁護士、税理士、大学教授等であることを根拠に選任された者及び業界団体等から選任された者については、当該選任された者の職業及びその役職等（以下「職業等」という。）は、専門委員の選出に関する判断要素と密接に関連していることから、その所属先の名称（例えば、弁護士であれば所属する事務所の名称、大学教授であれば所属する大学及び学部の名称）も含め、不開示情報には該当しないものと判断すべきである。

一方、上記に掲げる者以外の者については、その者の職業等が専門委員の選出に関する判断要素と直接関係しない場合は、当該選任された者の職業等の情報は、職務遂行の内容に係る情報とはいえず、個人の正当な利益を害するおそれがあることから、不開示情報とすべきである。このような場合、開示の対象となる専門委員の選出に関する判断要素となる情報は、どの情報がその者が備えている専門性や経験と結び付いているのかを個別具体的に判断すべきである。

2 本件処分の適法性又は相当性について

- (1) 平成20年5月1日付け起案文書「野田市コミュニティバス検討専門委員の委嘱について」の別紙経歴等に記載されている経歴及びその他の欄の情報は、当該委員の職歴に関するものであり、不開示とすべき情報に該当すると判断する。
- (2) 平成21年9月24日付け起案文書「野田市コミュニティバス検討専門委員の委嘱について」における2ページ目の2行目の不開示とされた部分の最初の6文字目までの部分は、当該委員の職歴に関するものであり、不開示とすべき情報に該当すると判断する。ただし、同ページの2行目の不開示とさ

れた部分の7文字目以降及び3行目の部分は、コミュニティバス検討専門委員としての選考理由を示すものとして、開示すべきである。また、別紙コミュニティバス検討専門委員名簿の備考の欄は各委員の住所が記載されていることから不開示とすべき情報に該当すると判断する。

(3) 平成23年9月20日付け起案文書「野田市コミュニティバス検討専門委員の委嘱について」における2ページ目の4行目の17文字目から22文字目までの部分は、当該委員の職歴に関するものであり、不開示とすべき情報に該当すると判断する。ただし、同ページの4行目の23文字目以降及び5行目の部分は、コミュニティバス検討専門委員としての選考理由を示すものとして、開示すべきである。同ページの残りの部分及び別紙コミュニティバス検討専門委員名簿の備考の欄は、各委員の住所又は居住する区域が記載されていることから不開示とすべき情報に該当すると判断する。

(4) 平成25年9月24日付け起案文書「野田市コミュニティバス検討専門委員の委嘱について」における2ページ目及び別紙コミュニティバス検討専門委員名簿の備考の欄は、各委員の住所若しくは居住する区域又は当該委員の所属団体における役職が記載されていることから不開示とすべき情報に該当すると判断する。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 付言

審査請求人が開示を求める情報を前記の基準に基づいて個別に検討した結果、記載されている情報が委員がどのような学識経験を有しているかを判断するためのその者が就いている職やその者が持つ資格、特技、経験等の情報とは結び付いていないので開示することはできないという結論になった。

それは開示請求対象文書が事務局が委員との間で事務連絡するために作成した文書であるという性格から来る制約である。

一方、視野をもう少し広げると、委員がどのような学識経験を有しているかは、選任権者である市長が委員に何を期待しているか、また、選任された委員が何の学識経験を審議会の審議に生かせるかを明らかにする情報である。

野田市では公表用の委員名簿というものがあり、公表されている。

上記の観点からすれば、公表用の委員名簿には、委員名のほかに、上記のその者が就いている職やその者が持つ資格、特技、経験等の情報が簡潔でもいいから掲載されることが望ましいと考える。

それは、審議会の委員が非常勤特別職の公務員であるという性格に由来すると考える。

もっとも誤解のないように言えば、上記の特技、経験とは専門家ということ

なく、野田市という地方自治体にあつては例えば「地域の実情に詳しい人」というようなこともありうると考えられる。

また、各委員の了解を得ることも必要であると思われる。

市長におかれては、各審議会においては上記の趣旨をご考慮の上、ご検討をお願いしたい。